

宮崎県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画

平成30年12月

宮 崎 県

宮崎県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第5条第1項に基づき、宮崎県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画を以下のとおり定める。

1 宮崎県内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

(1) 住宅確保要配慮者の範囲

住宅確保要配慮者は、法第2条第1項第1号から第5号までに定める者^{*1}及び同法施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「施行規則」という。）第3条第1号から第10号までに定める者^{*2}とする。また、同条第11号の規定に基づき都道府県賃貸住宅供給促進計画で定める者は、法第4条第1項に規定する基本方針を踏まえ、次のいずれかに該当する者とする。

ア 妊娠している者又はその配偶者

イ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ウ 配偶者を得て5年以内の者

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者

カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する児童養護施設を退所しようとする者又は同施設を退所して5年以内の者

キ L G B T（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー）

ク 県外に住所を有する者で県内に住所を変更しようとする者又は県外に住所を有していた者で県内に住所を変更して3年以内の者

ケ 法及び施行規則に定める住宅確保要配慮者並びに上記アからクに掲げる者に対して必要な生活支援等を行う者

※1 法第2条第1項第1号から第5号までに定める者

- ・低額所得者
- ・被災者（発災後3年以内）
- ・高齢者
- ・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他の障がい者

- ・子ども（高校生相当以下）を養育している者
- ※2 施行規則第3条第1号から第10号までに定める者
 - ・外国人
 - ・中国残留邦人
 - ・児童虐待を受けた者
 - ・ハンセン病療養所入所者
 - ・DV（ドメスティックバイオレンス）被害者
 - ・北朝鮮拉致被害者
 - ・犯罪被害者
 - ・生活困窮者
 - ・更正保護対象者
 - ・東日本大震災による被災者

（2）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

① 公的賃貸住宅

住生活基本法（平成18年法律第61号）第17条第1項の規定に基づく宮崎県住生活基本計画（以下「県住生活基本計画」という。）に定められた公営住宅の供給の目標量を踏まえ、公的賃貸住宅（法第2条第2項各号の規定に基づく賃貸住宅）の供給主体と連携し、公的賃貸住宅を公平かつ的確に供給する。

② 法第10条第5項に規定する登録住宅

地域における空き家・空き室を有効活用し、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の供給の促進を図る。

2 目標を達成するために必要な事項

（1）住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

① 公営住宅ストックの計画的かつ効率的な更新・改善等

県住生活基本計画を踏まえ、老朽化した狭小な住宅については、計画的な建替えを進めるとともに、当面は建替えを行わないで維持していく住宅については、段差解消や手すりの設置などのバリアフリー化等の居住環境の改善を行う。

② 公営住宅の管理の適正化

真に住宅に困窮する世帯が公平かつ的確に公営住宅に入居できるよう、収入超過者・高額所得者の自主的な明渡しを促進するため、割増家賃徴収や明渡し請求等を実施する。

また、住宅に困窮する度合いの高い、高齢者、障がい者、ひとり親世帯などの世帯に対し、入居の際の抽選回数を優遇する措置により、入居機会の拡大を図る。

(2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

① 登録住宅の確保

賃貸住宅所有者及び民間賃貸住宅事業者等に対し、登録住宅制度に係る情報提供及び登録住宅の管理の状況に係る指導監督等を適切に実施することにより、登録住宅の供給促進を図る。

また、空き家対策の推進主体である市町村は、活用可能な空き家の把握や空き家バンク等の情報活用により、当該住宅の所有者等に対して本制度の有効活用を働きかける。

② 住宅確保要配慮者居住支援協議会活動の充実

市町村、賃貸住宅管理業者、宅地建物取引業者及び居住支援を行う団体等で構成される住宅確保要配慮者居住支援協議会の設置・活動を支援するとともに、宮崎県住宅確保要配慮者居住支援協議会の活動を推進し、本制度について継続的に周知する。

(3) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

登録住宅の賃貸人は、適正な維持管理や計画的な修繕に努めるものとし、登録事務の実施機関である県及び中核市は、登録住宅が登録内容に従い適正に運営・管理されていることについて、適切に指導監督を行う。

3 計画の期間

平成30年度から平成37年度までとする。

なお、県住生活基本計画の前期5箇年（平成28～32年度）の終了時に、本計画に基づく取組や賃貸住宅の供給等の状況、社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。